多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和2年9月15日

八　戸　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				市川町	無	令和元年度 ～ 令和５年度	高屋敷地域資源保全隊	変更内容：協定農用地地目の変更
○				新井田、妙	無	令和元年度 ～ 令和５年度	新井田地域資源保全会	変更内容：協定農用地面積の変更
○				是川	無	令和２年度 ～ 令和６年度	是川資源保全会広域協定	変更内容：新規活動認定
○				南郷大字大森	無	令和２年度 ～ 令和６年度	大森地区環境を守る会	
○				河原木	無	平成28年度 ～ 令和２年度	谷地田地区農地保全会	変更内容：協定農用地面積の変更
○				河原木	無	平成28年度 ～ 令和２年度	観音堂地区農地保全会	変更内容：協定農用地面積の変更